

加西市生活支援 サポートセンター

利用の手引き

平成29年10月発行

社会福祉法人
加西市社会福祉協議会

加西市生活支援サポートセンター利用の手引き

生活支援サポートセンターの役割について・・・・・・・・・・・・・3

会員の条件について

生活支援サポートセンターのしくみ

具体的な援助内容としては・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

利用料金及び報酬について

実費負担額について

取り消しの場合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

補償保険について

生活支援サポートセンター利用の一例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6



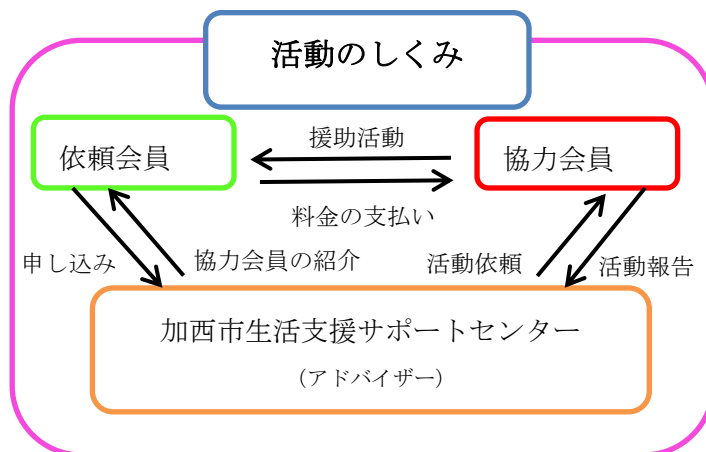
生活支援サポートセンターの役割について

ちょっとした手助けがあれば、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢の方々がたくさんおられます。サポートセンターは、家事等の援助を依頼したい人と援助に協力いただける方のお互いが、会員となってボランティアを通して助け合う組織です。

会員の条件について

- 依頼会員 加西市在住の65歳以上の高齢者、または40～65歳の ^{*} **要介護認定**を受けている方で、日常生活に援助が必要な方
- 協力会員 依頼会員に対しての家事等の援助に協力いただける方のうち、次のいずれかに該当される方
- ・サポートセンターが実施する生活支援サポーター養成講座修了者
 - ・社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（サポートセンターが実施する簡易な講座を受講いただきます）

生活支援サポートセンターのしくみ



※センターのアドバイザーが活動内容に合わせて依頼会員と協力会員とを調整します。また、初回利用時には、依頼会員及び協力会員、アドバイザーの3者で活動の打合せを行いますので、安心してサービスの利用が始められます。

^{*} 要介護認定とは、介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもので、要支援1から要介護5までの7段階があります。

具体的な援助内容としては・・・

- 1 簡単な家の中の掃除、買物、食事の準備、後片付け、洗濯等の家事
- 2 通院や、買物等の外出時の付き添い（公共交通機関、タクシー等を利用すること）
- 3 話し相手、見守りなど



※ただし、次のような活動は支援の対象外となります。

- 協力会員の車に会員が同乗すること
- 高齢者等に対する重度の介護
- 金銭に関わること（金融機関などでの入出金及び振り込み、多額な支払いの代行など）
- 依頼会員本人以外への援助

利用料金について

加西市生活支援サポートセンター利用料金の基準は、次のとおりです。

利用時間	報酬額
午前9時～午後5時まで	30分あたり250円

- ・最初の30分までは、それに満たない場合でも30分とみなします。
- ・相互援助活動の時間を延長したときは、30分250円ずつ料金を追加するものとします。
- ・利用時間とは、サポーターが相互援助活動を開始してから終了するまでの時間とします。
- ・利用時間の例外として、ゴミ出しの支援については収集時間に合わせてできる限り支援させていただきます。

実費負担額について

費用区分	実費負担額
援助活動により購入した物品の費用 (買物等支援時)	購入した物品の実費
公共交通機関等費用 (外出付添時)	交通費負担相当額
自家用車利用料 (買物等支援時)	1回100円

- ・公共交通機関等の交通費負担額の算定は、サポーターが援助活動を開始した場所から、終了した場所までとします。
 - ・自家用車の交通費負担は、買物等の支援時とし、依頼会員宅から目的地への往復にかかった交通費として支払うものとします。
 - ・買い物、通院の付添いなどの際に係るサポーターの公共交通機関利用料は依頼会員が支払うものとします。
 - ・その他、相互援助活動に関して必要経費が生じた場合は、依頼会員の実費負担とします。
- 活動終了後、依頼会員は定められた報酬及び実費を協力会員にお支払い下さい。



取り消しの場合について

依頼した援助を取消す場合は会員より、センターに速やかに連絡して下さい。

取り消し料は次のとおり協力会員にお支払い下さい。

前日までの取り消し	無 料
当日の取り消し	利用額の半額
無断の取り消し	全 額

補償保険について

協力会員に加入いただいた場合は、補償保険に加入します。

但し、保険の掛け金の会員負担はありません。

※活動中に万が一、事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡して下さい。

※サポートセンターへ連絡が無く、依頼会員とサポーター間で援助活動の交渉を行った場合は、補償保険の対象外となります。

生活支援サポートセンター 依頼の一例

- ① ひとり暮らしだが、足が痛く、買い物が困難になってきた。
→2週間に1回の買い物代行を依頼した。
- ② 体を悪くして、これまでやっていた家事ができにくくなってきた。
→1週間に1回、風呂やトイレの掃除、布団干しを依頼した。
- ③ ひとり暮らしで話し相手がおらず、寂しい。
→2週間に1回の話し相手を依頼した。
- ④ 冬物を片づけたいが、重くて片付けられず、コインランドリーに持っていくにも手段が無い。
→利用したい時に、片づけとコインランドリーでの洗濯を依頼した。(次回は夏物と冬物を入れ替えるときに依頼したい。)

上記以外にも、個人に合わせた利用が可能です。「こんな依頼はできないかも…。」と思われずにお気軽にお問合せください。

アドバイザーが親身に相談に応じさせていただきます。

お問い合わせ・お申込み先

加西市生活支援サポートセンター
加西市北条町古坂1072番地の14
(加西市健康福祉会館内)

電話 0790-43-1281

FAX 0790-42-6655

受付時間 8時30分～17時(月曜～金曜、祝日を除く)